

公 告

分任支出負担行為担当官
(分任契約担当官)
陸上自衛隊東北補給処
調達会計部長 渡邊 健夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号			
4NJA1T000480 ほか			4NJN1CA0003 ほか						NES-Z100011D			
品名 または 件名												
産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）ほか3 1 件												
部品番号 または 規格												
仕様書のとおり												
使 用 器 材 名												
数		量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00			ST							1		
納地または工事場所						引 渡 場 所						
東北処						官側の指定場所						
搬 入 場 所						納 期 ま た は 工 期						
						令和7年3月28日（金）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

- 次のいずれかであること
- 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
- ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、調達会計部契約課事務室又はHPに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年5月28日（火）11時00分 東北補給処調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

- ア 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真に止むを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 都道府県知事から産業廃棄物処理法施行規則第10条の2に規定された「産業廃棄物収集運搬業の許可証」又は同規則第10条の6に規定された「産業廃棄物処分業の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本役務の履行内容を満たしている者であること。
- ク 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法第56号）に基づき、環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関し、入札適合条件（据切方式において満点の50パーセント以上）を満たす者であること。

(2) 競争参加者として認めない者

- ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- イ 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合は入札参加を認めない。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

(4) 違約金等

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札
- ウ 入札件名、入札金額、入札者氏名（代理人氏名を含む）が判明し難いもの。
- エ その他入札に関する条件に違反した入札
- オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書作成の要否

- ア 落札者は、契約金額が150万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が50万円以上の場合は請書を提出すること。
- イ 契約書には、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項を付す。
- ウ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税分相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(7) その他

- ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第3「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を明記又は誓約書を提出すること。（明記又は提出がない場合は無効とする。）
 - * 誓約事項の記載要領
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
 - * 誓約書
「入札及び契約心得」別紙第4にある「暴力団排除に関する誓約書」
- イ 電話・電報による入札は認めない。
- ウ 入札に先立ち、資格審査結果通知書の写しを係官に提出すること。郵便入札も同様とする。
- エ 入札書の内訳は、落札判定の便宜上努めて公告の内訳書を使用すること
- オ 代理人による入札は、権限を委任したことを証明する委任状を入札前に提出すること。
- カ 郵便等又は入札日以前に直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封印する。入札書を入れた封筒と資格審査結果通知書（写）を郵送用封筒に入れ、その封筒の表に氏名（法人の名称又は商号）及び「令和6年5月28日11時00分開札（公告第7号・産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）ほか31件・入札書在中）」と朱書して提出、送付すること。なお、郵送での提出の際には入札開始日の前日12時00分（入札日前日が行政機関の定める休日の場合、その前日12時00分）までに本官の手元に到着したものに限り有効とするので、電話により到着の確認を下記担当者に必ず行うこと。
- キ 入札書の押印を省略した場合は、入札書に責任者、担当者の氏名及び連絡先を記入するものとする。
- ク 再度入札の場合があるので、予備の入札書を準備すること。なお再度入札については、郵便等入札者がいる場合において官側の指定日時に実施する。
- ケ 郵便等による入札を利用する者で、再度入札の意思の無い者は、「再度入札は辞退します。」と記載した入札書を同封すること。（辞退入札書の封印は不要）
- コ 現場確認等の調整は下記担当者に問い合わせください。

【問合せ先】

本公告に関する問合せ及び連絡は、入札開始日の前日 12 時 00 分までに下記宛にお願いします。

陸上自衛隊東北補給処 調達会計部契約課契約班

〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号

電話 022-231-1111 内線 4145

FAX 022-231-1127 担当 児 玉

仕様書及び現場確認に関する問い合わせ

装備計画部需品課 担当 戸 高 (内線 4406)

装備計画部通信電子課 担当 遠 藤 (内線 4342)

装備計画部武器課 担当 山 崎 (内線 4185)

装備計画部化学課 担当 梶 浦 (内線 4418)

装備計画部施設課 担当 鉾 建 (内線 4353)

装備計画部衛生課 担当 高 橋 (内線 4421)

インターネット揭示先 : <https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/nehq/koukoku/finindex.htm>

(東北方面隊入札情報)

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	予定数量			単 価
				契 担	支 担	合 計	
1	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (衣装ケース、折りたたみコンテナ等)	KG	600	0	600	
2	産業廃棄物処理委託 (木くず)	仕様書のとおり (木パレットくず等)	KG	1,800	0	1,800	
3	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (キャンバスくず)	KG	10	0	10	
4	産業廃棄物処理委託 (金属くず)	仕様書のとおり (アタッシュケース)	KG	90	0	90	
5	産業廃棄物処理委託 (木くず)	仕様書のとおり (木パレット)	KG	50	0	50	
6	産業廃棄物処理委託 (木くず)	仕様書のとおり (木箱(金属釘付))	KG	60	0	60	
7	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (プラスチックくず)	KG	190	0	190	
8	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類(布くず))	仕様書のとおり (布くず)	KG	300	0	300	
9	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類(ゴムくず))	仕様書のとおり (ゴムくず)	KG	96	0	96	
10	産業廃棄物処理委託 (ガラスくず)	仕様書のとおり (ガラスくず)	KG	85	70	155	
11	産業廃棄物処理委託 (汚泥・金属くず(電池))	仕様書のとおり (廃リチウム電池)	KG	13	0	13	
12	産業廃棄物処理委託 (汚泥・金属くず(電池))	仕様書のとおり (廃ニッケル水素電池)	KG	2	0	2	
13	産業廃棄物処理委託 (汚泥・金属くず(電池))	仕様書のとおり (廃カドミウム電池)	KG	36	0	36	
14	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (パレット、合成ゴムくず)	KG	1,500	0	1,500	
15	産業廃棄物処理委託 (木くず)	仕様書のとおり (木パレット、木箱)	KG	7,000	0	7,000	
16	産業廃棄物処理委託 (金属くず)	仕様書のとおり (エアフィルター、溶接かす、ブッシュ等)	KG	700	0	700	

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	予定数量			単 価
				契 担	支 担	合 計	
17	産業廃棄物処理委託 (廃油)	仕様書のとおり (オイルエレメント)	KG	100	0	100	
18	産業廃棄物処理委託 (汚泥)	仕様書のとおり (中和沈殿脱水汚泥)	KG	200	0	200	
19	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (防護衣等の繊維くず)	KG	0	14,000	14,000	
20	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (廃プラスチック)	KG	0	4,000	4,000	
21	産業廃棄物処理委託 (廃酸)	仕様書のとおり (防衛省用曇り止め剤)	KG	0	18	18	
22	産業廃棄物処理委託 (汚泥)	仕様書のとおり (除染剤2号)	KG	0	4,400	4,400	
23	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (廃プラ、燃殻混合くず)	KG	0	36	36	
24	産業廃棄物処理委託 (汚泥)	仕様書のとおり (珪藻土)	KG	0	332	332	
25	産業廃棄物処理委託 (廃酸)	仕様書のとおり (擬剤マスタード1号)	KG	0	34	34	
26	産業廃棄物処理委託 (汚泥・金属くず(電池))	仕様書のとおり (廃ニッケルカドミウム電池)	KG	0	1	1	
27	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (廃プラスチック、プラ製リング)	KG	0	62	62	
28	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (FRP)	KG	0	27	27	
29	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類)	仕様書のとおり (マット、ホース、ゴム製リング、ゴム片)	KG	0	188	188	
30	産業廃棄物処理委託 (金属くず)	仕様書のとおり (フィルター類)	KG	0	6	6	
31	産業廃棄物処理委託 (繊維くず)	仕様書のとおり (偽装網)	KG	0	994	994	
32	産業廃棄物処理委託 (廃プラスチック類、金属 くず、ガラスくず)	仕様書のとおり (水銀使用製品産業廃棄物)	KG	0	27	27	

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産 業 廃 棄 物 処 理 委 託 (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合 計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	衣装ケース、折りたたみコンテナ等	600.0	600.0
		計	600.0	600.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部保管課第 2 保管班及び整備部需品課需品整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	衣装ケース、折りたたみコンテナ等	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部需品課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（木くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計（KG）
			3 四半期	
産業廃棄物	木くず	木パレットくず等	1,800.0	1,800.0
		計	1,800.0	1,800.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部保管課第 2 保管班，補給部回収課第 2 回収班及び整備部需品課需品整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
木くず	木パレットくず等	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予 定 数 量	合 計 (KG)
			3 四 半 期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	キャンバスくず	10.0	10.0
		計	10.0	10.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処整備部需品課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿
廃プラスチック類	キャンバスくず	固体	バラ

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成22年 3月26日
		変 更	令和 3年 4月20日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（金属くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	金属くず	アタッシュケース	0.0	90.0	90.0
		計	0.0	90.0	90.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
金属くず	アタッシュケース	固体 布付	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産 業 廃 棄 物 処 理 委 託 (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合 計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	衣装ケース、折りたたみコンテナ等	600.0	600.0
		計	600.0	600.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部保管課第 2 保管班及び整備部需品課需品整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	衣装ケース、折りたたみコンテナ等	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部需品課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（木くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計（KG）
			3 四半期	
産業廃棄物	木くず	木パレットくず等	1,800.0	1,800.0
		計	1,800.0	1,800.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部保管課第 2 保管班，補給部回収課第 2 回収班及び整備部需品課需品整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
木くず	木パレットくず等	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J N 1 C A 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 需 品 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産 業 廃 棄 物 処 理 委 託 (廃 プ ラ ス チ ッ ク 類)	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予 定 数 量	合 計 (KG)
			3 四 半 期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	キャンバスくず	10.0	10.0
		計	10.0	10.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処整備部需品課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿
廃プラスチック類	キャンバスくず	固体	バラ

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成22年 3月26日
		変 更	令和 3年 4月20日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（金属くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	金属くず	アタッシュケース	0.0	90.0	90.0
		計	0.0	90.0	90.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
金属くず	アタッシュケース	固体 布付	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（木くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	木くず	木パレット	0.0	50.0	50.0
		計	0.0	50.0	50.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
木くず	木パレット	固体、金属 釘付、含水	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（木くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計（KG）
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	木くず	木箱（金属釘付）	0.0	60.0	60.0
		計	0.0	60.0	60.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
木くず	木箱（金属釘付）	固体、金属釘付	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	プラスチックくず	0.0	190.0	190.0
		計	0.0	190.0	190.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
廃プラスチック類	プラスチックくず	固体	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類（布くず））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類 (布くず)	布くず	0.0	300.0	300.0
		計	0.0	300.0	300.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
廃プラスチック類 (布くず)	布くず	固体	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類（ゴムくず））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類 (ゴムくず)	ゴムくず	0.0	96.0	96.0
		計	0.0	96.0	96.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
廃プラスチック類 (ゴムくず)	ゴムくず	固体	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（ガラスくず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	ガラスくず	ガラスくず	0.0	35.0	35.0
		計	0.0	35.0	35.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化
ガラスくず	ガラスくず	固体	バラ	なし

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥・金属くず（電池））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥・ 金属くず (電池)	廃リチウム電池	0.0	13.0	13.0
		計	0.0	13.0	13.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化	取扱上の 注意事項
汚泥・ 金属くず (電池)	廃リチウム電池	固体	バラ	なし	火気厳禁・ 破碎すること がないよう運搬

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥・金属くず（電池））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表1による。

表1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥・ 金属くず (電池)	廃ニッケル 水素電池	0.0	2.0	2.0
		計	0.0	2.0	2.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表2による。

表2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化	取扱上の 注意事項
汚泥・ 金属くず (電池)	廃ニッケル 水素電池	固体	バラ	なし	火気厳禁・ 破砕すること がないよう 運搬

調 達 要 領 指 定 書	発簡番号	
	調達要求番号	4 N J Q 1 C A 0 1 0 1
	調達要求年月日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥・金属くず（電池））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表1による。

表1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥・ 金属くず (電池)	廃カドミウム電池	0.0	36.0	36.0
		計	0.0	36.0	36.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部通信回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表2による。

表2

種 類	品 名	性 状	荷 姿	腐敗・揮発等 性状の変化	取扱上の 注意事項
汚泥・ 金属くず (電池)	廃カドミウム電池	固体	バラ	なし	火気厳禁・ 破砕すること がないよう 運搬

調達要求番号：4NJQ1CA0101

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成22年 3月 26日
		変 更	令和 3年 4月 20日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	パレット、合成ゴムくず	1, 500. 0	1, 500. 0
		計	1, 500. 0	1, 500. 0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部第 1 回収倉庫及び整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	パレット、合成ゴムくず	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（木くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計（KG）
			3 四半期	
産業廃棄物	木くず	木パレット、木箱	7,000.0	7,000.0
		計	7,000.0	7,000.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部第1回収倉庫及び整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
木くず	木パレット、木箱	固体、金属釘付、含水	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（金属くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	金属くず	エアフィルター、溶接 かす、ブッシュ等	700.0	700.0
		計	700.0	700.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部第 1 回収倉庫及び整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
金属くず	エアフィルター、溶接かす、 ブッシュ等	固体、棒状	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（ガラスくず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計（KG）
			3 四半期	
産業廃棄物	ガラスくず	ガラスくず	50.0	50.0
		計	50.0	50.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部第1回収倉庫及び整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
ガラスくず	ガラスくず	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃油）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計（KG）
			3 四半期	
産業廃棄物	廃油	オイルエレメント	100.0	100.0
		計	100.0	100.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部第 1 回収倉庫及び整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃油	オイルエレメント	固体	バラ

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J S 1 C I 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合 計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	汚泥	中和沈殿脱水汚泥	200.0	200.0
		計	200.0	200.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、整備部武器課整備工場とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
汚泥	中和沈殿脱水汚泥	固体	バラ

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成22年 3月 26日
		変 更	令和 3年 4月 20日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計(KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	防護衣等の 繊維くず	0.0	14,000.0	14,000.0
		計	0.0	14,000.0	14,000.0

4.1 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2

名 称	数 量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	装備計画部 化学課
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
焼却完了証明書 ^{a)}	2	役務完了時	補給部回収課
注 ^{a)} 様式は、別紙による。			

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 3 による。

表 3

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	防護衣等の 繊維くず	固体	バラ

a) 引渡し時に、当該産業廃棄物が確実に搬出されることを、契約相手方及び官側双方は確認する。

b) 運搬する際は、対象廃棄物を角フレコンバッグの容器に収納し、官側も同行する。

c) 中間処理の方法は、焼却処分とし、要領は官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物を焼却炉に直接搬入するものとする。

焼却完了証明書

年月日	品名	受領数量 (k g)	受領者(立会者)等 氏名 印	処分数量 (k g)	時間 焼却完了
R6. .	産業廃棄物 (廃プラスチック類)	〇〇〇	陸上自衛隊東北補給処 補給部 〇〇 〇〇 印	〇〇〇	:
			〇〇株式会社 東北太郎 印		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 化 学 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、**表 1**による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック	0.0	4,000.0	4,000.0
		計	0.0	4,000.0	4,000.0

4.1 提出書類

提出書類は、**表 2**による。

表 2

名 称	数 量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	装 備 計 画 部 化 学 課
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
焼却完了証明書 ^{a)}	2	役務完了時	補給部回収課
注 ^{a)} 様式は、別紙による。			

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、**表 3**による。

表 3

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	廃プラスチック	固体	バラ

- a) 引渡し時に、当該産業廃棄物が確実に搬出されることを、契約相手方及び官側双方は確認する。
- b) 運搬する際は、対象廃棄物を角フレコンバッグの容器に収納し、官側も同行する。
- c) 中間処理の方法は、焼却処分とし、要領は官側の立会いの下、引渡した産業廃棄物を焼却炉に直接搬入するものとする。

焼却完了証明書

年月日	品名	受領数量 (k g)	受領者(立会者)等 氏名 印	処分数量 (k g)	時間 焼却完了
R6. .	産業廃棄物 (廃プラスチック類)	〇〇〇	陸上自衛隊東北補給処 補給部 〇〇 〇〇 印	〇〇〇	:
			〇〇株式会社 東北太郎 印		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（ガラスくず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	ガラスくず	ガラスくず	0.0	70.0	70.0
		計	0.0	70.0	70.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
ガラスくず	ガラスくず	固体	バラ・ ビニール 袋入り

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃酸）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃酸	防衛省用曇り止め剤	0.0	18.0	18.0
		計	0.0	18.0	18.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃酸	防衛省用曇り止め剤	液体	プラ製容器・ ビニール袋入り

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥	除染剤 2 号	0.0	4,400.0	4,400.0
		計	0.0	4,400.0	4,400.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
汚泥	除染剤 2 号	粒状	20kg ビニール袋入り × 220 箱 (プラ製箱入り)

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	廃プラ、燃殻混合くず	0.0	36.0	36.0
		計	0.0	36.0	36.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷姿
廃プラスチック類	廃プラ、燃殻混合くず	固体	バラ・ビニール袋入り

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥	珪藻土	0.0	332.0	332.0
		計	0.0	332.0	332.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷姿
汚泥	珪藻土	粉状	手袋型・フレコンバッグ入り

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃酸）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計 (KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	廃酸	擬剤マスタード1号	0.0	34.0	34.0
		計	0.0	34.0	34.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃酸	擬剤マスタード1号	液体	金属容器入り

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 6 1 C B 0 0 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部化学課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（汚泥・金属くず（電池））	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量		合計(KG)
			2 四半期	3 四半期	
産業廃棄物	汚泥・金属くず（電池）	廃ニッケル カドミウム電池	0.0	1.0	1.0
		計	0.0	1.0	1.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部化学倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷姿
汚泥・金属くず（電池）	廃ニッケル カドミウム電池	固体	バラ・ ビニール袋入り

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成 22 年 3 月 26 日
		変 更	令和 3 年 4 月 20 日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 8 1 C C 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック、 プラ製リング	62.0	62.0
		計	62.0	62.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処整備部施設課とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	廃プラスチック、 プラ製リング	固体	バラ、 ビニール袋

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 8 1 C C 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	F R P	27.0	27.0
		計	27.0	27.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処整備部施設課とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	F R P	固体	バラ、 ビニール袋

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 8 1 C C 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	廃プラスチック類	マット、ホース、 ゴム製リング、 ゴム片	188.0	188.0
		計	188.0	188.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部施設倉庫及び整備部施設課とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
廃プラスチック類	マット、ホース、 ゴム製リング、 ゴム片	固体	バラ、 ビニール袋

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 8 1 C C 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年4月10日
	作 成 部 隊	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年4月10日
品 名	産業廃棄物処理委託（金属くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	金属くず	フィルター類	6.0	6.0
		計	6.0	6.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処整備部施設課とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
金属くず	フィルター類	固体	バラ、 ビニール袋

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J 8 1 C C 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（繊維くず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、表 1 による。

表 1

区 分	種 類	品 名	予定数量	合計 (KG)
			3 四半期	
産業廃棄物	繊維くず	偽装網	994.0	994.0
		計	994.0	994.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部施設倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表 2 による。

表 2

種 類	品 名	性状	荷 姿
繊維くず	偽装網	固体	バラ、 ビニール袋

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成22年 3月 26日
		変 更	令和 3年 4月 20日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 N J L 1 C F 0 0 1 0
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
	作 成 部 隊	装 備 計 画 部 衛 生 課
	作 成 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 0 日
品 名	産業廃棄物処理委託（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）	
仕 様 書 番 号	N E S - Z 1 0 0 0 1 1 D	

指定事項

1.3 区分・種類及び数量

区分・種類及び数量は、表1による。

表1

区 分	種 類	品 名	予 定 数 量	合 計 (KG)
			2 四 半 期	
産業廃棄物	産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）	水銀使用製品産業廃棄物	27.0	27.0

4.2 引渡し場所

引渡し場所は、東北補給処補給部衛生回収倉庫とする。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は、表2による。

表2

種 類	品 名 (数 量)	性 状	荷 姿
産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）	体温計（3EA）	固 体	バラ
	温度計（1EA）		
	血圧計（9EA）		

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理委託		NES-Z100011D	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成 22 年 3 月 26 日
		変 更	令和 3 年 4 月 20 日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する産業廃棄物処理委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 区分・種類及び数量

産業廃棄物の区分・種類及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

2 役務に関する要求

処分は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”に基づき行う。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表1を基準とし、細部は調達要領指定書によって指定する。

表1-提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	契約担当官等
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等

4.2 引渡し場所

引渡し場所は，調達要領指定書によって指定する。

4.3 適正処理に必要な情報

適正処理に必要な情報は，調達要領指定書によって指定する。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。